

## 産業廃棄物の処理委託について

### ○産業廃棄物の処理をするにあたって

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理し、また、廃棄物の減量化に努めることはもちろん、その製品・容器等が廃棄物となった場合にその適正処理が困難になることがないようにする責務を有しています。廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)では、(特別管理)産業廃棄物を自ら処理しない場合、(特別管理)産業廃棄物処理業者に委託して処理することを認めていますが、その際にこの名簿を活用していただければ幸いです。

なお、(特別管理)産業廃棄物の処理を委託する場合、運搬にあつては(特別管理)産業廃棄物収集運搬業者に、処分にあつては(特別管理)産業廃棄物処分業者にそれぞれ委託しなければならないほか、次の委託基準を遵守する必要があります。また、(特別管理)産業廃棄物の委託には産業廃棄物管理票(マニフェスト)を記載、交付しなければなりません。この他、(特別管理)産業廃棄物の処理に当たっては、保管の基準、収集・運搬の基準、処分の基準等が定められています。

### 委託基準

- 1 委託しようとする産業廃棄物の運搬又は処分がその事業範囲(取り扱う産業廃棄物の種類、積替え又は保管の有無、処分又は再生の方法)に含まれる者に委託すること。また、現地確認により施設の処理能力(埋立の場合は残余容量)を確認すること。
  - (1)産業廃棄物の収集運搬 → 産業廃棄物収集運搬業許可業者
  - (2)産業廃棄物の処分 → 産業廃棄物処分業許可業者
  - (3)特別管理産業廃棄物の収集運搬 → 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可業者
  - (4)特別管理産業廃棄物の処分 → 特別管理産業廃棄物処分業許可業者
- 2 委託契約は次の必要事項を満たした書面により行い、許可証の写しを添付すること(収集運搬業者、処分業者の各々二者契約によること。ただし、双方の許可をもっている場合はこの限りではない。)。なお、委託契約書は5年間保存すること。
  - (1) 委託する産業廃棄物の種類及び数量
  - (2) 産業廃棄物の運搬を委託
    - ①運搬の最終目的地の所在地 ②積替え又は保管を行うときは、その場所、保管できる産業廃棄物の種類、保管上限
    - ③安定型産業廃棄物の積替え又は保管を行うときは、他の廃棄物との混合及び手選別の許否
  - (3) 産業廃棄物の処分又は再生を委託(中間処理産業廃棄物が発生する場合は、最終処分について同様に記載すること。)
    - ①その処分又は再生の場所の所在地 ②その処分又は再生の方法 ③その処分又は再生に係る施設の処理能力
  - (4) 委託契約の有効期間
  - (5) 契約金額(適正な委託金額)
  - (6) 受託者である産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の事業の範囲
  - (7) 委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報に関する事項
    - ①性状及び荷姿 ②腐敗、揮発等の性状変化 ③他の廃棄物との混合等の支障 ④廃パソコン、廃テレビ等の廃棄物に日本工業規格C0950号の含有マークが付されている場合はその表示 ⑤石綿含有産業廃棄物が含まれている場合はその旨 ⑥その他取り扱い上の注意
  - (8) (7)①～⑥に変更があった場合の情報伝達方法
  - (9) 業務終了時の報告に関する事項
  - (10) 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項

## ○委託するときの注意事項

## 1 (特別管理)産業廃棄物処理委託契約で提示する事項(例)

- (1) 産業廃棄物の性状(例:液状、粘液状、水アメ状、液状残さ固着、スラリー状、泥状、粉粒状、塊状、固化状、成形品、その他)
- (2) 産業廃棄物の荷姿(例:ドラム缶、金属缶、プラスチック容器、ガラス容器、紙容器、タンク、その他)
- (3) 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等産業廃棄物の性状の変化(例:引火性、自然発火、爆発性、揮発性、毒性、腐食性、悪臭、刺激性、重合・反応性、感染性、その他)
- (4) 関連法規(毒物及び劇物取締法、消防法)
- (5) 参考資料(サンプルの有無、写真、分析成績表、産業廃棄物の種類毎の明細表)
- (6) 容量等(容器の容量、容器の状態、空容器の処理方法)
- (7) 収集運搬(収集運搬方法、車種、積載量)
- (8) 要望事項

## 2 産業廃棄物の毒性・安全データシートの項目

- (1) 提供年月日
- (2) 廃棄物の名称
- (3) 排出事業者の名称
- (4) 廃棄物の種類
- (5) 産業廃棄物の荷姿
- (6) 産業廃棄物の数量
- (7) 産業廃棄物の安定性・有害性
- (8) 産業廃棄物の物理的・化学的性状
- (9) 産業廃棄物の組成・成分情報
- (10) 取り扱う際の注意事項
- (11) 特別注意事項
- (12) その他の情報

## 3 容器貼付ラベル(例)

産業廃棄物の名称等を明示するために、次のようなラベルを作成することが考えられます。

産業廃棄物	
排出事業者	<input type="text"/>
廃棄物名	<input type="text"/>
登録品番	<input type="text"/>
受渡予定日	平成 年 月 日
数量	<input type="text"/> 個口、 <input type="text"/>
取扱注意事項	<input type="text"/>
処分業者	<input type="text"/>
連絡先	<input type="text"/>

#### ○委託するときはマニフェストを使用

産業廃棄物の収集運搬・処分を他人に委託する場合、産業廃棄物の種類ごと、運搬先ごと、運搬車両ごとにマニフェスト(産業廃棄物管理票)を交付することが義務付けられています。

マニフェストは産業廃棄物の引渡しの際に排出事業者が処理業者に引き渡す複写式の伝票のことで、事業者がその処理を委託した産業廃棄物の流れを自ら把握することができますようになります。また、処理業者に産業廃棄物の性状等についての情報を正確に伝えることにより産業廃棄物の処理過程での事故の防止や適正な処理が図られます。

(中間処理産業廃棄物についても、最終処分されたことをマニフェストにより確認することが義務付けられています。)

#### ○委託後は

##### 1 処分の確認

契約書どおり処理が行われたかを確認しましょう。マニフェストの写しの送付は運搬又は処分が終了した日から 10 日以内です。(電子マニフェストの場合は、3 日以内に情報処理センターに報告が必要です。)

##### 2 記録保存

委託・処理状況について記録を整理しマニフェストを 5 年間保存しなければなりません。

##### 3 知事等への報告等

###### (1) 措置内容等報告

マニフェスト交付者は、次の場合には、速やかに委託した産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握し、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに 30 日以内に県(青森市内の交付者は青森市)に報告すること。

- ① マニフェストの交付の日から 90 日(特別管理産業廃棄物の場合は 60 日)以内に運搬又は処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付を受けないとき。
- ② マニフェストの交付の日から 180 日以内に中間処理後の産業廃棄物の最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの送付を受けないとき。
- ③ 必要事項が記載されていないマニフェストの写し又は虚偽の記載のあるマニフェストの写しを受けたとき。

###### (2) 産業廃棄物管理票交付等状況報告

事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者(中間処理業者を含む。)で、マニフェストを交付した者は、産業廃棄物を排出する事業場ごとに、1 年間(前年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日まで)の交付状況を当該年度の 6 月 30 日までに県(青森市内に事業場を有する交付者は青森市)に報告しなければなりません。

なお、電子マニフェストを使用している場合は、報告の必要がありません。

##### 4 罰則等

虚偽の記載などによりマニフェストを交付した場合には、措置命令を受けたり、法律により罰せられたりすることがあります。